

(案)

**安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する
検討会**

報告書

平成26年〇月

目次

第1 はじめに

1. 経緯
2. 検討会参集者名簿
3. 検討会開催状況

第2 労働安全衛生に関する優良企業評価認定制度の仕組みのあり方

1. 安全衛生優良企業の位置付け
2. 安全衛生優良企業の評価項目、評価基準
3. 評価の手順
4. 認定の有効期間と取消基準
5. 安全衛生優良企業の積極的な公表
6. その他

別添1 安全衛生優良企業評価項目及び認定基準

別添2 安全衛生優良企業評価制度イメージ

別添3 安全衛生優良企業評価認定取消基準

別添4 安全衛生優良企業評価申請時誓約書のイメージ

別添5 安全衛生優良企業を表す標章（優良マーク）、呼称及びキャッチフレーズ

第1 はじめに

1. 経緯

企業が積極的に労働安全衛生対策を進める環境を整備するためには、経営層を含めた意識改革が重要である。そのため、平成25年度から開始された第12次労働災害防止計画において、「労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表」として、「良い評価を得た企業は積極的にホームページで公表することを推進し、求職者が労働環境の良い企業を容易に把握できるようにする。」とされており、また平成25年度に開催された労働政策審議会安全衛生分科会においても、本制度の創設・運用について検討が行われ、建議「今後の労働安全衛生対策について（報告）」において、「企業の安全衛生水準を国が客観的に評価し、高い評価を得た企業を公表する仕組みを導入することが適当である。仕組みを導入するに当たっては、国は評価方法について専門家の意見を十分に聴く」こととされた。

このため、本仕組みの創設にあたって、評価指標の策定や具体的な運用方法などについて、専門家や労使代表の意見をもとに十分な検討を行い、企業の積極的な参加を喚起する仕組みづくりを行うため、厚生労働省において外部の有識者の参集を求め、「安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会」（座長 高巖（麗澤大学大学院経済研究科教授））を4回にわたり開催し、評価手法（評価範囲、評価項目、評価方法など）、標章（優良マーク）について（優良企業に付与する標章のデザインなど）及び企業に対するインセンティブについて検討を行い、その結果を取りまとめた。

2. 検討会参集者名簿

（五十音順：敬称略）

伊藤 彰久（日本労働組合総連合会労働法制対策局長）

太田 忠文（日本通運株式会社業務部専任部長）

栗林 正巳（日産自動車株式会社人事本部安全健康管理室シニアスタッフ）

幸保 英樹（全国基礎工業協同組合連合会専務理事・事務局長）

白崎 彰久（中央労働災害防止協会マネジメントシステム審査センター所長）

○高 巖（麗澤大学大学院経済研究科教授）

高野 研一（慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント研究科教授）

田代 幸三（株式会社中村塗装店総務部安全環境課長）

豊澤 康男（独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事）

古井 祐司（東京大学政策ビジョン研究センター健康経営研究ユニット特任助教）

吉村 健吾（日本基幹産業労働組合連合会中央執行委員）

○印は座長

3. 検討会開催状況

第1回検討会：平成26年7月2日（水）

○既存の企業を評価する制度に関する共有

○評価手法についての検討 1

第 2 回検討会：平成 26 年 8 月 5 日（火）

○評価手法についての検討 2

第 3 回検討会：平成 26 年 9 月 10 日（水）

○評価手法についての検討 3

○標章についての検討

○企業に対するインセンティブについての検討

第 4 回検討会：平成 26 年 10 月 24 日（金）

○評価手法についての検討まとめ

○標章についての検討まとめ

○企業に対するインセンティブについての検討まとめ

○報告書（案）の検討

第 2 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みのあり方

1. 安全衛生優良企業の位置付け

安全衛生優良企業とは、労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持・改善している企業であり、本仕組みにおいては、企業の各事業場の取組を含め、企業全体として評価を行うこととする。

2. 安全衛生優良企業の評価項目、評価基準

安全衛生優良企業の評価項目及び評価基準は、別添 1 のとおりとする。

評価項目について、適合している場合の例示を各項目に記載しているが、企業がこの評価項目により自己診断を行う際には、この例示がわかりやすい判断材料になるので、国が把握した各企業の好事例の取組を参考に、今後その内容を充実させ、順次、公開することが望まれる。

各評価項目については、○×方式で判定することとし、要件を満たすことが必須である「必要項目」と、企業の積極的な取組を評価する「加点項目」に区別して設定した。また、各項目について優良な「取組」を評価する部分と「実績」を評価する部分に区分し、全体としては、企業の積極的、前向きな「取組」に重点を置いて評価することが適当である。

また、安全衛生優良企業の評価項目及び評価基準については、現時点での安全衛生を取り巻く行政ニーズや社会的なニーズを踏まえ設定したものであるが、今後の行政の重点施策の動向を踏まえ、必要に応じ見直されるべきものである。

なお、既存の国が定める指針等に基づき、第三者の立場として、労働災害防止団体等が運営する評価制度や認証制度を活用することが効果的であり、例えば、中央労働災害防止協会や建設業労働災害防止協会の労働安全衛生マネジメントシステムに係る評価基準項目のうち安全衛生優良企業の評価項目と重複するものについては、当該評価項目を満たすものとして取り扱うことが適当である。

3. 評価の手順

安全衛生優良企業の評価の手順は、別添2のイメージとすることが適当である。

なお、企業の自己診断による評価の結果を確認・担保するため、行政機関への優良企業の認定申請においては、各項目について確認できる関係資料を求めるほか、提出された資料のみならず、行政の保有する各種情報をも活用しながら審査を行うとともに、必要に応じ実地の調査を実施するなど、公正かつ適切な審査を行う必要がある。

4. 認定の有効期間と取消基準

安全衛生優良企業の認定の有効期間は3年とすることが適当である。

安全衛生優良企業の認定の取消基準は、別添3とすることが適当である。なお、取消の手續を確実にするため、認定申請時に別添4の案を参考に誓約書の提出を求めることとし、本制度の信頼性の維持、確保を図ることが適当である。

5. 安全衛生優良企業の積極的な公表

(1) 標章（優良マーク）について（優良企業に付与するシンボルマークなど）

安全衛生優良企業を表す標章（優良マーク）、呼称及びキャッチフレーズを定めるとし、その選定は一般公募によることとした。一般公募の結果、多数の応募（優良マーク **件、呼称 **件、キャッチフレーズ ***件）があり、本検討会において、別添5のとおり選定した。なお、不正利用防止の観点から、標章（優良マーク）を使用するに当たっては、認定の有効期間を明示することが適当である。

標章（優良マーク）については、その使用について特に範囲は定めず、認定を受けた企業において、次に例示されるような用途など広く使用できるものとする。

- ・ 商品又は役務
- ・ 商品、役務又は一般事業主の広告
- ・ 商品又は役務の取引に用いる書類又は通信
- ・ 一般事業主の営業所、事務所その他事業場
- ・ インターネットを利用した方法により公衆の閲覧に供する情報
- ・ 労働者の募集の用に供する広告又は文書

(2) 企業に対するインセンティブについて

本制度の促進に寄与するため、認定を受けようとする企業に対して「健康・安全・働きやすい優良企業であることを有効に求職者や一般の者に対してPRできる」、「優良マークを広報、商品に使用し、取引先に対してPRできる」などのインセンティブが働くよ

うにすることが重要である。

そのため、国においては、次の取組を行うことが適当である。

- ・優良企業認定制度をPRし、優良企業の認知度を高める
- ・厚生労働省HPに優良企業名を掲載する
- ・ハローワークにおける求人活動にて求職者にアピール
- ・厚生労働省において一般競争入札総合評価落札方式により入札を行うとき、加点事由として評価項目に盛り込む
- ・地方自治体や民間等に対して、調達における優良企業の優遇の要請

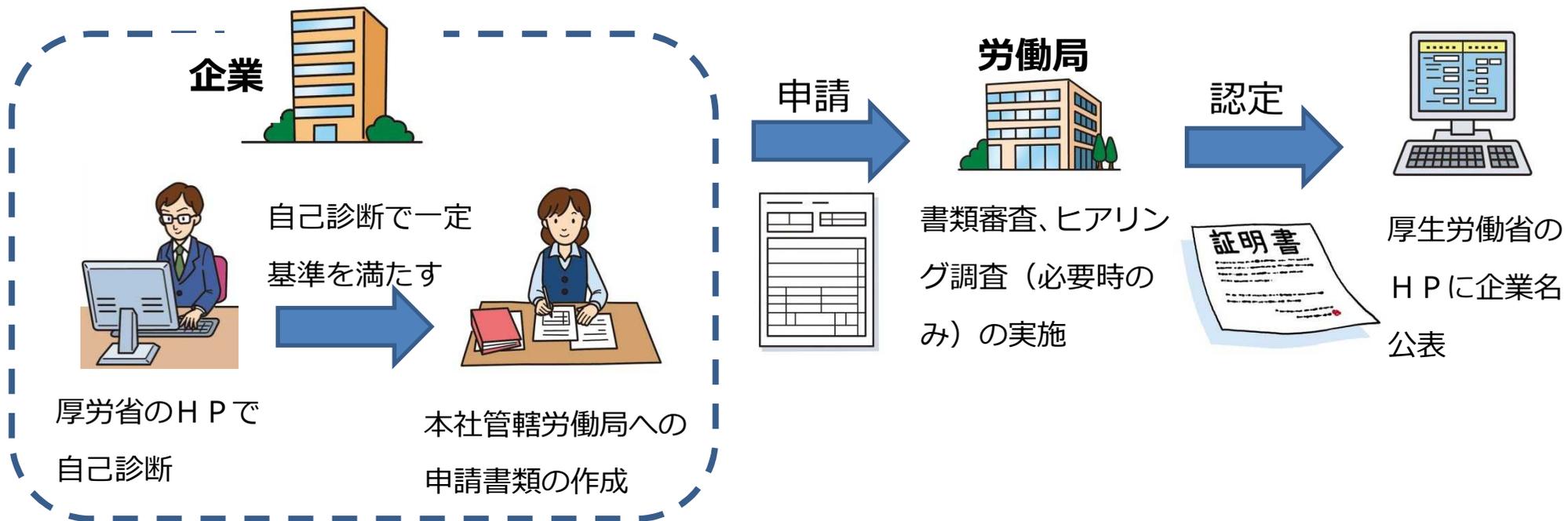
6. その他

本制度は、制度運用から3年目（認定期間）を目処に行政施策の重点事項や本制度の申請状況を踏まえ、必要に応じ見直しを検討することが適当である。

別添 1 安全衛生優良企業評価項目及び認定基準

（第4回安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会
配付資料1を添付）

別添2 労働安全衛生優良企業評価制度イメージ



別添 3 安全衛生優良企業評価認定取消基準

(第 4 回安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会
配付資料 3 を添付)

別添 4 安全衛生優良企業評価申請時誓約書のイメージ

(第 4 回安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会
配付資料 4 を添付)

別添 5 安全衛生優良企業を表す標章(優良マーク)、呼称及びキャッチフレーズ

(第 4 回安全衛生に関する優良企業を評価・公表する仕組みに関する検討会
第 2 部で選定されたものを添付)